

函館市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項および第7項に規定する監査を次のとおり実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年8月3日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 板 倉 一 幸

函館市監査委員 藤 井 辰 吉

1 定期監査

対象部局 環境部，都市建設部，戸井支所，恵山支所，椴法華支所，
南茅部支所

2 財政援助団体等監査

対象団体 恵山地区町会連合会

監 査 報 告 書

令和 2 年 (2020 年) 9 月

函 館 市 監 査 委 員

目 次

I	監査の対象部局等	1
II	監査の結果	1
	< 定期監査 >	
	・ 環境部	2
	・ 都市建設部	4
	・ 戸井支所	6
	・ 恵山支所	8
	・ 楯法華支所	10
	・ 南茅部支所	12
	< 財政援助団体等監査 >	
	・ 公の施設の指定管理者監査 恵山地区町会連合会	14

I 監査の対象部局等

1 定期監査

対象部局	監査の対象期間	監査の実施期間
環境部	平成31年(2019年)4月1日から 令和元年(2019年)11月30日まで	令和2年(2020年)1月14日から 令和2年(2020年)5月25日まで
都市建設部	平成31年(2019年)4月1日から 令和元年(2019年)11月30日まで	令和2年(2020年)1月20日から 令和2年(2020年)5月25日まで
戸井支所	平成31年(2019年)4月1日から 令和元年(2019年)11月30日まで	令和2年(2020年)1月14日から 令和2年(2020年)5月25日まで
恵山支所	平成31年(2019年)4月1日から 令和元年(2019年)11月30日まで	令和2年(2020年)1月20日から 令和2年(2020年)5月25日まで
楯法華支所	平成31年(2019年)4月1日から 令和元年(2019年)11月30日まで	令和2年(2020年)1月14日から 令和2年(2020年)5月25日まで
南茅部支所	平成31年(2019年)4月1日から 令和元年(2019年)11月30日まで	令和2年(2020年)1月20日から 令和2年(2020年)5月25日まで

2 財政援助団体等監査

公の施設の指定管理者監査（函館市地域会館（恵山地区7会館））

対象団体	監査の対象期間	監査の実施期間
恵山地区町会連合会	平成30年度(2018年度)	令和2年(2020年)1月20日から 令和2年(2020年)5月25日まで

※ 施設所管部局：恵山支所

II 監査の結果

監査の結果は、次の各監査結果報告書のとおり。

なお、監査の実施に当たって準拠した改訂前の都市監査基準第20条第1項各号に規定する監査等の着眼点等については同報告書に記載のとおりである。

令和元年度（2019年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象部局

環境部

2 監査の対象

平成31年（2019年）4月1日から令和元年（2019年）

11月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

3 監査の期間

令和2年（2020年）1月14日から令和2年5月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点から踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、都市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 支出事務（資源回収促進費）

ア 違法，不当または不経済な支出はないか。

イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。

ウ 物品等の検査検収は確実に行われているか。

エ 支払時期は適正か。

5 監査の結果

監査の対象とした事務は，監査した限りにおいて，いずれも適正に執行されていた。

令和元年度（2019年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象部局

都市建設部

2 監査の対象

平成31年（2019年）4月1日から令和元年（2019年）

11月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

3 監査の期間

令和2年（2020年）1月20日から令和2年5月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、都市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分，年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員，企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され，遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 支出事務（指定建造物等活用支援事業補助金）

ア 違法，不当または不経済な支出はないか。

イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。

ウ 物品等の検査検収は確実に行われているか。

エ 支払時期は適正か。

5 監査の結果

監査の対象とした事務は，監査した限りにおいて，いずれも適正に執行されていた。

令和元年度（2019年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象部局

戸井支所

2 監査の対象

平成31年（2019年）4月1日から令和元年（2019年）

11月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

3 監査の期間

令和2年（2020年）1月14日から令和2年5月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、都市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分，年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員，企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され，遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

5 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、いずれも適正に執行されていた。

令和元年度（2019年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象部局

恵山支所

2 監査の対象

平成31年（2019年）4月1日から令和元年（2019年）

11月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

3 監査の期間

令和2年（2020年）1月20日から令和2年5月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点から踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、都市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

5 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、いずれも適正に執行されていた。

令和元年度（2019年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象部局

楯法華支所

2 監査の対象

平成31年（2019年）4月1日から令和元年（2019年）

11月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

3 監査の期間

令和2年（2020年）1月14日から令和2年5月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点から踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、都市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

5 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、いずれも適正に執行されていた。

令和元年度（2019年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象部局

南茅部支所

2 監査の対象

平成31年（2019年）4月1日から令和元年（2019年）

11月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

3 監査の期間

令和2年（2020年）1月20日から令和2年5月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点から踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、都市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

5 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、いずれも適正に執行されていた。

令和元年度（2019年度） 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体および所管部局

対象団体 恵山地区町会連合会

所管部局 恵山支所

2 監査の対象

公の施設の指定管理者監査

平成30年度（2018年度）における函館市地域会館（恵山地区7会館）の管理に係る出納その他の事務

3 監査の期間

令和2年（2020年）1月20日から令和2年5月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、上記事務が法令等の定めるところにより適正に執行されているか、財政的援助の目的に沿って執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、現地調査を実施するなど、都市監査基準に基づき行った。

なお、監査の主な着眼点は次のとおり。

(1) 所管部局関係

ア 指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか。

イ 指定管理者の管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

ウ 指定管理者の管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か。

エ 事業報告書の点検は適切になされているか。

オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。

(2) 指定管理者関係

- ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- イ 施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ウ 施設の管理に係る出納関係帳簿の整備，記帳は適正か。また，領収書等証拠書類の整備，保存は適切か。
- エ 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

5 監査の結果

監査の対象とした事務は，監査した限りにおいて，いずれも適正に執行されていた。